

令和 7年 8月25日

自由民主党三重県支部連合会  
政調会長 谷川 孝栄 様

一般社団法人 三重県水質保全協会  
会 長 松 平 仁

## 要 望 書

浄化槽は、下水道並みの水処理能力を持つ生活排水処理施設であることはご承知の通りですが、「建設・維持管理コストが安く」「建設期間が短く投資効果に速効性がある」、しかも「地震等の災害に強い」施設であります。

本来、生活排水処理施設の整備は公の責任において行われるべきものでありますが、これまで個人で設置した浄化槽は私有財産とはいえ、元々下水道計画が進捗しない中で整備されてきたものであり、これらを含め、今後の浄化槽整備は公の事業としての性格を持つべきものであります。

つきましては、令和8年度の予算編成にあたり、水環境の保全、地方財政の健全化のため引き続き浄化槽の計画的な整備推進が図られますよう、次の事項についてその実現を要望します。

### 記

#### (1) 浄化槽の設置工事が適正に行われるためにも当協会が自主的に実施している浄化槽工事検査事業に対する県及び市町の協力を要望します。

平成26年から新築住宅の浄化槽に対する県の補助金が廃止されました。これに伴い浄化槽設備士が実地監督をしない浄化槽が徐々に増加する中、平成30年3月23日付で国交省及び環境省の連名により「浄化槽設置工事に関する指導の強化について」の通知が関係行政部局へ発出されました。この中で、“浄化槽設備士の設置及び浄化槽設備士による実地での監督の徹底を図るとともに、法第6条に定める浄化槽工事の技術上の基準について改めて周知徹底すること”が明記されております。

当協会では平成26年10月1日より、自主的に浄化槽設置工事の適正を判断する浄化槽工事検査事業を立ち上げ、浄化槽設備士が実地監督をし、第三者機関として当協会が検査をすることで、より適正な工事が行われる仕組みを確立しました。この事業は、まさに国交省と環境省の通知内容に合致しております。

設置者の安心、浄化槽工事業者の信頼の向上のためにも、浄化槽工事検査事業に対する県及び市町のより一層の協力をお願いいたします。

**(2) 浄化槽の維持管理費に対する助成制度の創設を要望します。**

浄化槽使用家庭からの税金も入っている一般会計から下水道特別会計に補填されています。税の公平負担という観点から浄化槽使用家庭に対しても、下水道使用家庭同様の維持管理費助成がなされるべきであります。四日市市及びいなべ市、菰野町が市町単独でこの助成制度を実施していますが、まだ県内に広がっていません。県が市町に補助金を出す制度を創設して頂くことによって、この助成制度を実施する市町が増加し浄化槽の適正な維持管理の推進に繋がっていくものと考えます。

**(3) 浄化槽法（第54条）法定協議会の設置並びに県から市町への権限移譲の推進に向けた取り組みの強化を要望します。**

三重県の法定検査の令和5年度の受検率は40.3%にとどまっていますが、その中の不適正判定においては、清掃の未実施、保守点検回数不足、消毒剤切れが主な要因となっています。当協会は、県内唯一の浄化槽業界団体として、引き続き諸問題の解決に向けて全力で注力してまいり所存ではございますが、単独処理浄化槽の合併転換の推進並びに適正な維持管理（清掃、保守点検、法定検査）の徹底とその課題解決を図るため、法定協議会の設置や県から市町への権限移譲の推進など、県下に導入済のクラウド型（全浄連方式）の浄化槽台帳システムの有効活用をはじめ、継続的改善が可能となる運用体制の確立に向けた取り組みの強化をお願いいたします。

以上